

昭和五十六年六月十九日受領  
答 弁 第 四 四 号

(質問の 四四)

内閣衆質九四第四号

昭和五十六年六月十九日

内閣総理大臣臨時代理  
国 務 大 臣 中 曾 根 康 弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖縄県北部の水源地帯における米軍演習に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖縄県北部の水源地帯における米軍演習に関する質問  
に対する答弁書

一について

合衆国軍隊が、施設・区域として提供されている北部訓練場において、その使用条件の範囲内で各種の訓練を行うことは当然のことであり、政府としては、それらの訓練内容の詳細を逐一把握する立場にはない。

しかしながら、特に、福地ダムの施設・区域内の湖面を使用した訓練について米側に照会したところ、昭和五十四年以前の記録はないが、昭和五十五年には月一回の割合でゴム・ボートによる訓練を行ったということである。

二について

し尿については、簡易便所を使用してドラムかんに貯留し、油で燃焼させた後地中に埋め、ゴミについては、地中に埋めると承知している。

なお、米側に対して、より一層清潔の保持に留意するよう注意を喚起した。

### 三について

合衆国軍隊は、二についてにおいて述べた措置をとるなど、汚染防止について十分に配慮して訓練を行っていると承知しており、これまで汚染につながるような訓練を行ったということは承知していない。

なお、同軍隊は、訓練の実施につき同軍隊内部の規定を設けていると承知しているが、具体的にいかなる規定を設けているかは、同軍隊の内部問題である。

### 四について

御指摘の四条件は、昭和四十九年、日米合同委員会において合意されているものである。

右答弁する。